

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700421号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700042号

第1 結論

昭和57年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年1月から同年3月まで

昭和55年2月に結婚する前から国民年金に加入していたが、会社員であった夫との結婚を契機に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者となった。

その後の国民年金保険料については、任意加入被保険者資格を取得した昭和55年2月から同資格の喪失申出を行った日の前月の昭和57年3月まで、滞りなく納付した。

夫から、公共料金等の支払わなければいけないものは滞りなく支払うように言われていたので、請求期間の3か月のみが未納とされていることに納得できない。

請求期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和55年2月から昭和57年3月までの期間について、国民年金の任意加入被保険者として、滞りなく国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者が所持する年金手帳、請求者に係るA県B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、請求者は当該期間において国民年金の任意加入被保険者であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を除いて国民年金保険料の未納期間がなく、B市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、昭和55年1月から請求期間直前の昭和56年12月までの国民年金保険料は、前述の請求者の主張どおりに、全て3か月ごとの納期限内に収納されていることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料のみを納付することができなかった特段の理由も見受けられない。

以上のことを踏まえると、3か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を請求者が納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700396号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700279号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成5年10月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年10月から平成6年9月までの標準報酬月額については、8万円を53万円とする。

平成5年10月から平成6年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月1日から平成6年10月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が、著しく低い額で記録されており、その記録は、厚生年金基金の記録と相違しているため、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は8万円と記録されているところ、C厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員台帳及び同基金の回答により、A社が、請求者の請求期間に係る標準給与月額を53万円とする届出を同基金に対して行ったことが認められる。

また、請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の届出について、B社の担当者は、「請求期間当時、厚生年金基金の届書と社会保険事務所(当時)の届書は複写式のものであり、社会保険事務所の届書は厚生年金基金経由で提出していた。」旨陳述しているところ、C厚生年金基金も同様に、「請求期間当時、事業所から複写式の届出書一式が提出され、当基金から社会保険事務所へ回送していた。」旨回答しており、両者の回答内容は一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主が、請求者の請求期間における標準報酬月額について、C厚生年金基金への届出と同一内容の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700408号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700280号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年6月3日から同年6月2日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年6月2日から同年6月3日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店の資格取得日が昭和55年6月3日になっているが、同年6月2日付けで、同社のC支店からB支店に異動したので、調査の上、当該資格取得日を同年6月2日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社から提出された請求者に係る「社員カード」により、請求者が、昭和55年6月2日にA社C支店から同社B支店に異動したと認められることから、請求者の同社(B支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年6月2日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700426号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700282号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月1日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成20年8月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年8月1日

A社における賞与支払の確認に係る照会文書が年金事務所から届いたことから、給与振込口座の入金記録を確認したところ、請求期間に賞与の入金があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された普通預金元帳及び元同僚が所持する請求期間の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、その賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳に記録されている入金額並びに元同僚の賞与明細書に記されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る賞与の届出及び保険料納付について不明である旨回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700391号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700041号

第1 結論

昭和63年1月、同年3月及び平成元年11月から平成2年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年1月
② 昭和63年3月
③ 平成元年11月から平成2年6月まで

国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料については、加入当初は送付されてきた納付書により真面目に納付し、途中で一時期納付しなかった時期があったが、社会保険事務所(当時)から何度か催告されるうちに、支払義務を感じたので、再度納付するようになった。

納付状況の詳細は覚えていないが、平成3年9月の結婚式までには、それまでの未納分の国民年金保険料を納付書により全て納付して^{あんど}安堵したことを覚えており、請求期間①から③までの国民年金保険料も納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金に加入した当初は納付書により国民年金保険料を真面目に納付し、一時期納付を中断した時期があったが、平成3年9月の結婚式までには、それまでの未納分の国民年金保険料を納付書により全て納付したので、請求期間①から③までの国民年金保険料を納付しているはずである。」旨主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金保険料の納付を中断した時期及び再開した時期並びに遡って国民年金保険料を納付した期間等を記憶しておらず、請求期間①から③までの国民年金保険料について、定期的に現年度保険料として納付したのか又は遡って過年度保険料として納付したのかなどは不明である。

また、請求者の婚姻前の住所地であるA県B市の国民年金収滞納一覧表によると、請求期間①前の期間の国民年金保険料が口座振替により収納されている上、オンライン記録及び請求者の婚姻後の住所地であるA県C市の国民年金被保険者名簿によると、平成3年度の国民年金保険料のうち、請求者の婚姻前の期間の国民年金保険料が過年度保険料として納付されていることから判断すると、請求者の婚姻時において、これら婚姻前の期間の国民年金保険料が未納であったことがうかがえ、請求者の主張内容と符合しない点が複数見受けられるが、B市、C市及び社会保険事務所のいずれもが誤って記録したとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700399号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700281号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月1日から昭和61年2月1日まで

請求期間においてA社に勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において請求者が請求期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているB社から提出された請求者の昭和61年1月10日現在の履歴書の写しには、「昭和60年12月 A社入社 現在に至る」と記載されている。

しかしながら、A社の事業主は、「請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料も無い。仮に、被保険者資格の取得届が漏れていたのであれば、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する際に届出漏れに気付くはずなので、請求者については、資格取得の届出漏れは考え難く、当社における厚生年金保険被保険者記録が無いということは、当社に勤務していたとしても、アルバイト扱いの従業員であったと考えられる。また、アルバイト扱いの従業員については、厚生年金保険に加入しないので給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答及び陳述している。

また、請求者が名前を挙げたA社の元従業員は既に死亡しており、同社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった者のいずれもが、請求者を知らないと回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について元従業員を通じて確認することもできない。

さらに、前述の回答があった者のうちの一人は、「A社の従業員の中には、健康保険証を持っていない従業員がいたという話を聞いたことがある。」旨陳述しており、厚生年金保険の加入に係る前述のA社の事業主の回答及び陳述をも踏まえると、同社では、従業員を必ず健康保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えてC公共職業安定所の回答によると、請求者は、請求期間中の昭和60年4月20日に求職申込みを行い、請求期間と一部重複する同年4月27日から同年7月25日までの期間について雇用保険の基本手当を受給している。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。